

「森林保全のための新たな施策と 負担の考え方」

検討項目

1 森林保全のための新たな施策

第3回森林環境税(仮称)検討委員会資料

平成18年6月21日

福 岡 県

1 森林保全のための新たな施策

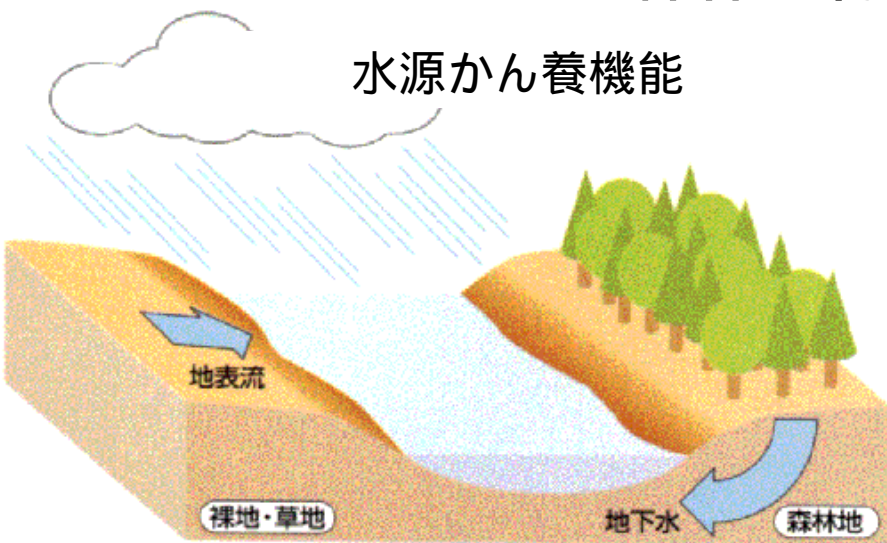
(1) 新たな施策の必要性

(2) 新たな施策(案)

(1) 新たな施策の必要性

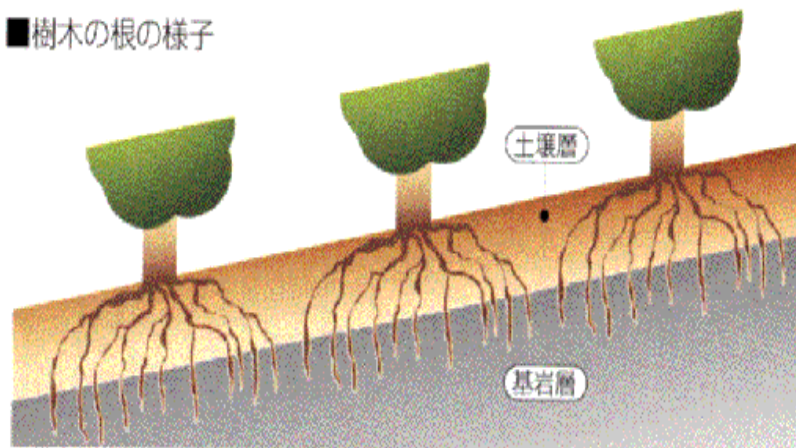
森林の有する機能

水源かん養機能

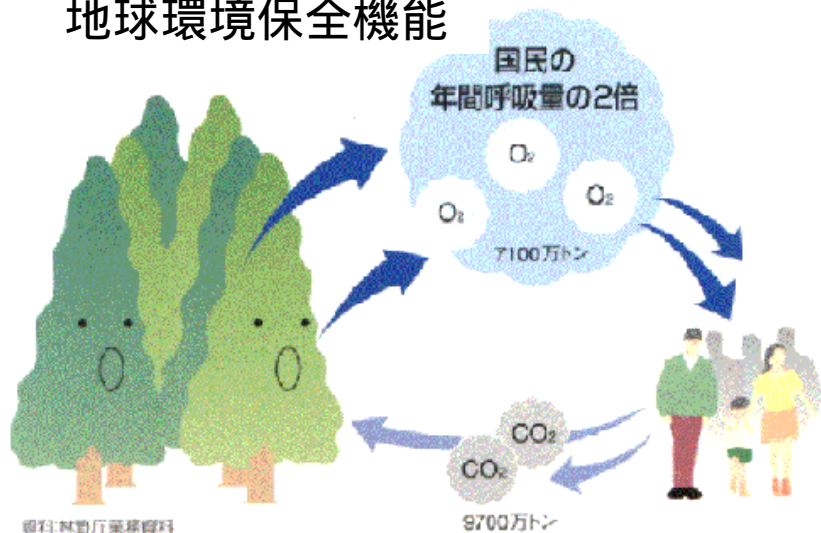


土砂災害等防止機能

■樹木の根の様子



地球環境保全機能



生物多様性保全機能 など



森林は我々の生活に欠かせない様々な公益的機能を有している

新たな施策の必要性

森林の現状と将来

林業の不振

- ・採算性の悪化
- ・担い手不足 など

公益的機能の低下した 荒廃した森林が増加

現状 29,000ha

将来は更に増加が予想される

県民生活への影響懸念

これまでの施策

林業(森林所有者)支援による森林整備の推進

- ・造林や間伐への補助金
- ・水源の森による上乘せ補助

林業の不振

- ・森林所有者の努力のみでは整備できない森林が増加
- ・今後も急激な好転は期待出来ない状況

既存施策だけでは荒廃した森林は解消できない

新たな施策の必要性

公益的機能を有する森林(私有財)を公共財としてとらえる必要がある。

新たな施策

森林を良好な状態で次世代へ

新たな施策展開に当たっては 森林を社会全体で守り育てる意識の醸成が必要



新たな施策により緊急に森林再生を行う森林

人工林

荒廃した森林 2万9千ha

既存施策により
森林整備を行う森林

+

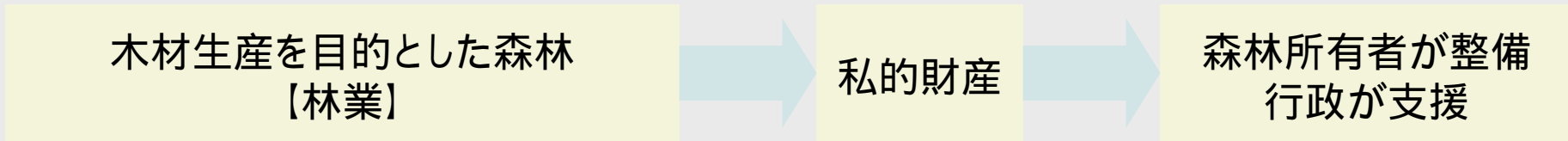
新たな施策により緊急に
森林再生を行う森林

=

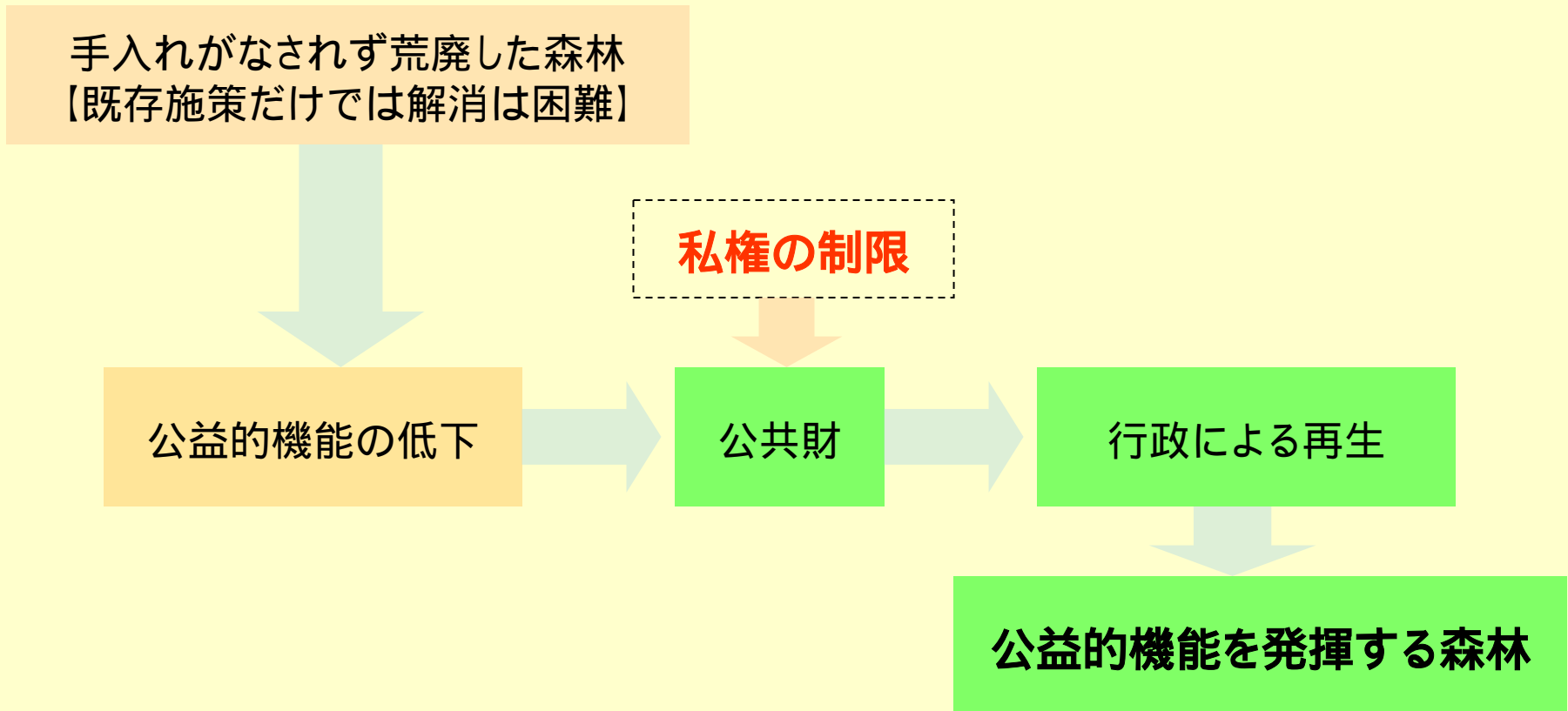
13万ha

荒廃した森林は、行政が再生


既存施策



新たな施策




公共財として扱う森林とは



荒廃した森林を、森林の有する公益的機能を重視するため公共財として扱い、森林再生のための森林整備を行政によって実施する森林

施業協定により一定期間の伐採禁止



これにより「県民の公共財」として次世代へ

(2) 新たな施策(案)

荒廃した森林の再生

荒廃した森林を再生し、県民の公共財として次世代へ引き継ぐ

森林の整備

公益的機能を発揮させるため間伐などの森林整備を実施し、荒廃した森林の再生を図る

意識の醸成

森林を県民の公共財として社会全体で守り育てる気運の向上を図る

情報発信

荒廃した森林の状況や再生の必要性などの情報発信を行う

提案公募

ボランティア団体、NPO、企業など県民から提案を受けた森林再生活動などを支援する

荒廃した森林の再生

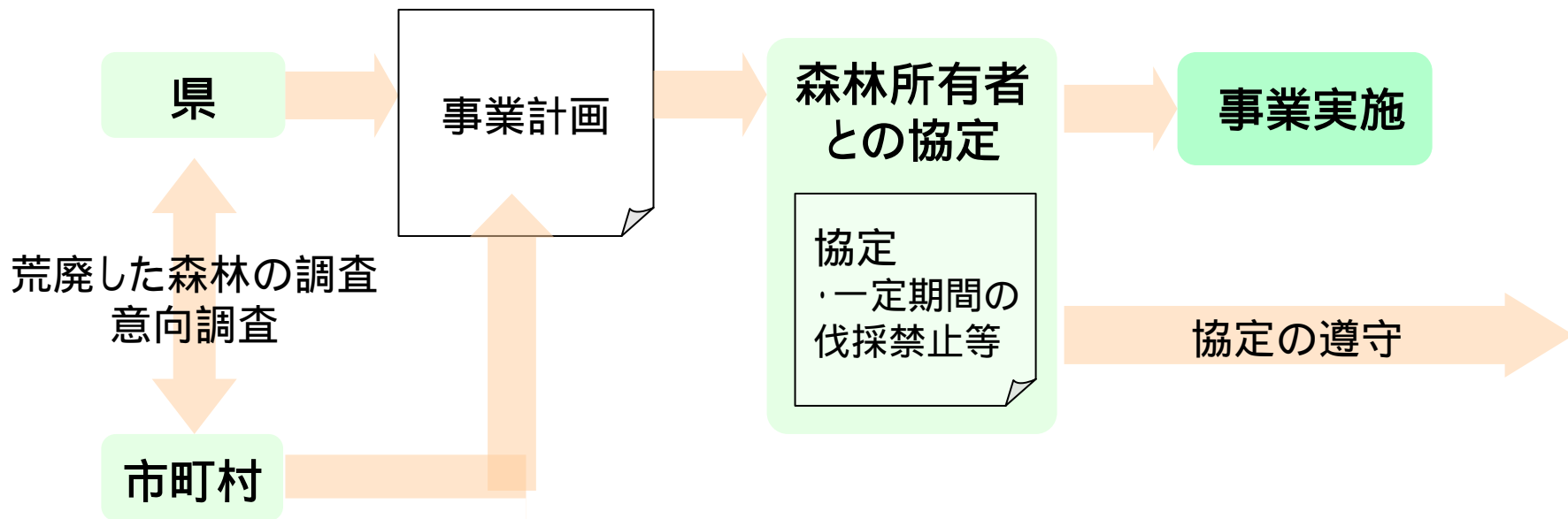


荒廃した森林

事業実施

健全な森林へ再生

事業の流れ



情報発信

荒廃した森林の状況や再生の必要性などの情報発信を行う

発信する情報

森林の荒廃状況や森林の働き



新たな施策による森林再生活動など



提案公募

ボランティア団体、NPO、企業など県民から提案を受けた
森林再生活動などを支援する



提案事業の例

企業と県民が協働で行う
荒廃した森林の再生



ボランティア団体が行う
森林の整備(漁民の森)

